



住宅取得支援事業について

亀山市は、昨年度創設した「亀山市住宅取得支援事業」により、子育て世帯の定住促進を進めています。

本制度は、亀山市都市マスタープランに位置付ける居住誘導区域外に居住されている方が居住誘導区域内に住宅を取得し、居住される場合に、住宅取得費の一部を補助するものです。さらには、子育て世帯には補助金の上乗せ支援を行うものです。

補助金額については、住宅取得費の1%（新築：上限20万円、中古：上限10万円）とし、中学生以下の子がいる世帯には、さらに住宅取得費の0.5%（新築：上限10万円、中古：上限5万円）を加算します。

令和元年度は、市外からの申請7件を含む14件の申請を受け、計375万円を交付しました。本年度につきましても、当初予算200万円に対し7件の申請があるほか多数の申請相談があり、今般の9月議会で400万円（17件分）の増額補正を行い、総額600万円としました。

また、既に交付済みの21件中、子育て世帯は17件と全体の80%を占めることから、子育て世帯の居住誘導区域への定住促進にも寄与しているものと考えています。

今後につきましても、引き続き本制度の周知を行い、子育て世帯の居住誘導区域への定住を促すとともに、中心市街地の活性化を図ってまいりたいと考えています。